

## 議案第 1 号

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例及び甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例及び甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和8年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 恒典

### 提案理由

令和7年度の人事院勧告において、初任給調整手当及び通勤手当の見直しが表示されたことを踏まえ、本組合においても正規職員及び会計年度任用職員の給与等に関し所要の改正を行うもの。

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例及び甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例(昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第10条第2号及び第25条において同じ。)」を加える。

第12条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第17条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額を、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条第2項第1号中「第4項」を「第5項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「月」の次

に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び」を「、」に、「」の「」を「」及び前項第1号に定める額の」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第31条第1項中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加え、「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び退職手当」に改め、同項ただし書中「扶養手当」の次に「及び退職手当」を加え、同条第3項第1号中「報酬、期末手当及び勤勉手当」を「給料、第二種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当」に改め、同項第2号中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加え、「、勤勉手当」を削る。

（甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第6条の次に次の1項を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当）

第6条の2 給与条例第12条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「第5条第2項」とあるのは「甲賀広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年甲賀広域行政組合条例第2号）第4条第2項」と、「第6条第1項、第2項、第4項及び第5項」とあるのは「同条例第5条」と、「第17条」とあるのは「同条例第7条において準用する第17条」と、「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間」と読み替えるものとする。

第17条中「及びこれ」を「、これ」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び第二種初任給調整手当の月額」を加える。

第19条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（パートタイム会計年度任用職員の報

酬)」を付し、同条第4項中「100分の6」を「給与条例第17条第2項に定める割合」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第19条の2 前条第4項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この条において「特定額」という。）が、給与条例第12条の2第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」とい。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

- (1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額
- (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額
- (3) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

第27条第1項中「計算して得た額」の次に「（第19条の2の規定による報酬額に加算がある場合は、当該加算後の額）」を加える。

第31条第2項中「第8項」を「第9項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年甲賀広域行政組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「第3条の規定による改正後の」を削る。

附則第4条第4項中「第5条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削り、同条第5項中「新給与条例」を「甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例第12条の2第1項及び」に改め、同条第6項中「新給与条例」を「甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例」に改め、同条第7項中「、第4項及び第6項から第8項まで、第12条並びに第13条並びに新給与条例第6条第2項、第3項及び第5項」を「から第8項まで、第12条及び第13条」に改め、同条第8項中「新給与条例」を「甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例」に改める。

## 議案第 2 号

### 甲賀広域行政組合債権管理条例の制定について

甲賀広域行政組合債権管理条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和8年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 恒典

### 提案理由

し尿の収集、運搬及び処分手数料の徴収方法を後納制度へ移行したことに伴い、債権の種類や発生事由に応じた統一的な処理基準を明確化し、債権管理の適正化を図るため、条例の制定を行うもの。

## 甲賀広域行政組合債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、甲賀広域行政組合（以下「組合」という。）の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、組合の債権の管理の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「組合の債権」とは、金銭の給付を目的とする権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に規定する債権及び同法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権並びに他の法律により滞納処分ができる債権を除く。）をいう。

### (他の法令等との関係)

第3条 組合の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例等に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (管理者の責務)

第4条 管理者は、法令又は条例等に従い、組合の債権を適正に管理しなければならない。

### (台帳の整備)

第5条 管理者は、組合の債権を適正に管理するために台帳を整備するものとする。

### (督促)

第6条 管理者は、組合の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

### (強制執行等)

第7条 管理者は、組合の債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第8条 管理者は、組合の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第9条 管理者は、組合の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により組合が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、管理者は、組合の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第10条 管理者は、組合の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第11条 管理者は、組合の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有す

る資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第12条 管理者は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

（債権の放棄）

第13条 管理者は、組合の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められる場合で、弁済の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令等の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
  - (4) 第7条に規定する強制執行等の手続又は第9条第1項に規定する債権の申出等の措置をとってもなお完全に履行されない当該債権について、当該措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済する見込みがないと認められるとき。
  - (5) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済する見込みがないと認められるとき。
  - (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認による相続があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先する債権の金額の合計を超えないと認められるとき。
  - (7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。
- 2 管理者は、前項の規定により組合の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 3 号

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和8年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 恒典

### 提案理由

近年、テント型・バレル型等の簡易サウナの設置事例が増加していることを踏まえ、その特性に応じた防火安全対策を講じるため、消防庁において火災予防条例（例）が改正されたことから、本組合の火災予防条例についても所要の改正を行うもの。

また、令和6年輪島市大規模火災を踏まえ、大規模地震時における電気火災対策の強化を図るため、出火防止に資する感震ブレーカーの普及促進を目的として、これを条例に加えるもの。

## 甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合火災予防条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を第7条の3とし、同条の見出し、同条第1項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条の前に第7条の2として次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号の前に次の1号を加える。

- (6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 4 号

令和 7 年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,453 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,709,262 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 27 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和 8 年 3 月 27 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 恒典

提案理由

収入見込み、事業費等の支出見込み、契約額の確定等により歳入歳出予算の補正措置を行うもの。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		3,160,444 千円	△27,991 千円	3,132,453 千円
	1. 負担金	3,160,444	△27,991	3,132,453
5. 諸収入		172,916	322	173,238
	1. 預金利子	50	322	372
7. 財産収入		1,988	13,216	15,204
	1. 財産売払収入	1,988	13,216	15,204
補正されなかった款に係る額		388,367		388,367
歳入合計		3,723,715	△14,453	3,709,262

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		151,292 千円	△2,716 千円	148,576 千円
	1. 総務管理費	150,781	△2,716	148,065
3. 衛生費		1,109,032	△10,637	1,098,395
	1. 清掃費	1,109,032	△10,637	1,098,395
4. 消防費		2,128,459	△1,100	2,127,359
	1. 消防費	2,128,459	△1,100	2,127,359
補正されなかった款に係る額		334,932		334,932
歳出合計		3,723,715	△14,453	3,709,262

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	3,160,444	△27,991	3,132,453
2. 使用料及び手数料	350,016	0	350,016
3. 県支出金	9,230	0	9,230
4. 繰越金	21,121	0	21,121
5. 諸収入	172,916	322	173,238
6. 組合債	8,000	0	8,000
7. 財産収入	1,988	13,216	15,204
歳入合計	3,723,715	△14,453	3,709,262

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	978	0	978				
2. 総 務 費	151,292	△2,716	148,576				△2,716
3. 衛 生 費	1,109,032	△10,637	1,098,395				△10,637
4. 消 防 費	2,128,459	△1,100	2,127,359				△1,100
5. 公 債 費	330,954	0	330,954				
6. 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	3,723,715	△14,453	3,709,262				△14,453

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 総務関係負担金	148,166	△3,038	145,128	1. 総務関係負担金	△3,038	
3. 清掃関係負担金	832,300	△23,853	808,447	1. 清掃関係負担金	△23,853	
6. 消防関係建設負担金	24,750	△1,100	23,650	1. 消防関係建設負担金	△1,100	
計	3,160,444	△27,991	3,132,453			

(款) 5. 諸収入

(項) 1. 預金利子

1. 預金利子	50	322	372	1. 預金利子	322	
計	50	322	372			

(款) 7. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

1. 物品売払収入	1,988	13,216	15,204	1. 物品売払代金	13,216	金地金の売却
計	1,988	13,216	15,204			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	150,781	△2,716	148,065				△2,716	13. 使用料及び 賃借料	△2,716	サーバー・ネットワーク機器賃借料
計	150,781	△2,716	148,065				△2,716			

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

2. し尿処理費	119,340	△1,000	118,340				△1,000	10. 需用費	△1,000	光熱水費
3. ごみ処理費	666,061	△9,637	656,424				△9,637	10. 需用費	△5,900	燃料費 △900 光熱水費 △5,000
								11. 役務費	△2,000	焼却灰処分手数料
								12. 委託料	△1,737	焼却灰運搬業務委託 △1,000 排水配管洗浄業務委託 △737
計	1,109,032	△10,637	1,098,395				△10,637			

(款) 4. 消費費

(項) 1. 消防費

3. 消防庁舎建設 費	24,750	△1,100	23,650				△1,100	12. 委託料	△1,100	湖南中央消防署基本設計業務委託
計	2,128,459	△1,100	2,127,359				△1,100			

議案第 5 号

令和8年度 甲賀広域行政組合一般会計予算

令和8年度甲賀広域行政組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 234, 411千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

令和8年 3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

令和8年 3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 恒典

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		3,389,120 千円
	1. 負担金	3,389,120
2. 使用料及び手数料		345,613
	1. 使用料	891
	2. 手数料	344,722
3. 県支出金		9,600
	1. 県負担金	9,600
4. 繰越金		9,500
	1. 繰越金	9,500
5. 諸収入		165,978
	1. 預金利子	200
	2. 雑入	165,778
6. 組合債		314,500
	1. 組合債	314,500
7. 財産収入		100
	1. 財産売払収入	100
歳入合計		4,234,411

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		834 千円
	1. 議 会 費	834
2. 総 務 費		152,893
	1. 総 務 管 理 費	152,464
	2. 監 査 委 員 費	429
3. 衛 生 費		1,155,836
	1. 清 掃 費	1,155,836
4. 消 防 費		2,490,609
	1. 消 防 費	2,490,609
5. 公 債 費		431,239
	1. 公 債 費	431,239
6. 予 備 費		3,000
	1. 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		4,234,411

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
消防本部庁舎棟空調設備改修事業	令和 9 年度	千円 329,550
し尿処理施設運転管理業務委託	令和 8 年度から令和11年度まで	千円 111,870
し尿処理施設用薬剤の購入	令和 8 年度から令和 9 年度まで	千円 22,893
令和 9 年度分触媒ろ布の製造	令和 8 年度から令和 9 年度まで	千円 45,361
市指定ごみ袋取扱い業務	令和 8 年度から令和 9 年度まで	千円 83,168
ごみ焼却灰等運搬業務委託	令和 8 年度から令和 9 年度まで	千円 32,017
ごみ処理施設運転管理業務委託	令和 8 年度から令和11年度まで	千円 528,000
ごみ処理施設用薬剤の購入	令和 8 年度から令和 9 年度まで	千円 76,669

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消防施設整備事業	千円 314,500	普通貸借 (証書借入)	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただ し、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短 縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができ る。
計	314,500			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	3,389,120	3,162,350	226,770
2. 使用料及び手数料	345,613	357,881	△12,268
3. 県支出金	9,600	9,230	370
4. 繰越金	9,500	9,500	0
5. 諸収入	165,978	172,916	△6,938
6. 組合債	314,500	14,500	300,000
7. 財産収入	100	1,200	△1,100
歳入合計	4,234,411	3,727,577	506,834

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	834	978	△144				834
2. 総 務 費	152,893	119,520	33,373				152,893
3. 衛 生 費	1,155,836	1,155,626	210			487,687	668,149
4. 消 防 費	2,490,609	2,117,680	372,929	9,600	314,500	20,900	2,145,609
5. 公 債 費	431,239	330,773	100,466				431,239
6. 予 備 費	3,000	3,000	0				3,000
歳 出 合 計	4,234,411	3,727,577	506,834	9,600	314,500	508,587	3,401,724

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 議会関係負担金	834	978	△144	1. 議会関係負担金	834	平等割100%
2. 総務関係負担金	152,286	119,005	33,281	1. 総務関係負担金	152,286	平等割20% 人口割80%
3. 清掃関係負担金	992,322	870,772	121,550	1. 清掃関係負担金	992,322	経常経費 利用割100% (し尿処理実績、ごみ処理実績) 656,506 基幹的設備改良事業経費 利用割100% (ごみ処理実績) 335,816
4. 清掃関係建設負担金	9,962	9,946	16	1. 清掃関係建設負担金	9,962	平等割20% 人口割80%
5. 消防関係負担金	2,233,716	2,136,899	96,817	1. 消防関係負担金	2,233,716	消防関係基準財政需要額割100%
6. 消防関係建設負担金	0	24,750	△24,750			所在地の市100%
計	3,389,120	3,162,350	226,770			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

1. 行政財産使用料	891	881	10	1. 行政財産使用料	891	衛生 171 消防 720
計	891	881	10			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

1. 清掃手数料	337,722	350,000	△12,278	1. 清掃手数料	337,722	し尿処理手数料 69,888 浄化槽汚泥処分手数料 9,744 ごみ処分手数料 258,090
2. 消防手数料	7,000	7,000	0	1. 消防手数料	7,000	許認可手数料等
計	344,722	357,000	△12,278			

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 消防費県負担金	9,600	9,230	370	1. 消防費負担金	9,600	滋賀県消防学校派遣教官負担金
------------	-------	-------	-----	-----------	-------	----------------

計	9,600	9,230	370			
---	-------	-------	-----	--	--	--

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	9,500	9,500	0	1. 繰越金	9,500	
計	9,500	9,500	0			

(款) 5. 諸収入

(項) 1. 預金利子

1. 預金利子	200	50	150	1. 預金利子	200	
計	200	50	150			

(款) 5. 諸収入

(項) 2. 雑入

1. 雑入	165,778	172,866	△7,088	1. 雑入	165,778	雇用保険掛金 57
						車両関係保険金 400
						広告料 80
						団体保険事務手数料 596
						市指定ごみ袋販売収入 149,245
						市指定ごみ袋広告料 720
						県防災ヘリコプター運航調整交付金 1,000
						県防災ヘリコプター運航連絡協議会派遣元助成金 7,000
						高速道路支弁金 5,900
						その他雑入 780
計	165,778	172,866	△7,088			

(款) 6. 組合債

(項) 1. 組合債

1. 消防債	314,500	14,500	300,000	1. 消防債	314,500	水槽付消防ポンプ自動車 53,900
						Jアラート受信機 1,800
						指令系設備中間更新 192,400
						本部庁舎棟空調設備改修事業 66,400
計	314,500	14,500	300,000			

(款) 7. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 物品売払収入	100	1,200	△1,100	1. 物品売払代 金	100	鉄スクラップの売却
計	100	1,200	△1,100			

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	834	978	△144				834	1. 報酬	470	議長・副議長・議員
								8. 旅費	24	費用弁償
								9. 交際費	30	交際費
								10. 需用費	169	消耗品費
								11. 役務費	9	通信運搬費
								13. 使用料及び 賃借料	132	会議録文字起こしシステム使用料
計	834	978	△144				834			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	152,464	119,009	33,455				152,464	1. 報酬	294	管理者・副管理者報酬	240
										行政不服・情報公開・ 個人情報保護審査委員	54
								2. 給料	52,031	職員11人	
								3. 職員手当等	36,532	扶養手当	2,304
										地域手当	2,174
										住居手当	600
										通勤手当	988
										時間外勤務手当	1,063
										管理職手当	3,891
										期末手当	11,680

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									勤勉手当 11,592 児童手当 2,240 4. 共済費 26,279 県共済組合負担金 18,701 県互助会負担金 179 県退職手当組合負担金 7,285 公務災害補償基金掛金 114 8. 旅費 45 費用弁償 9 普通旅費 36 9. 交際費 50 交際費 10. 需用費 900 消耗品費 548 食糧費 10 燃料費 292 修繕料 50 11. 役務費 2,042 通信運搬費 1,212 ごみ処分手数料 22 申請手数料等 2 指定金融機関事務取扱手数料 726 保険料 80 12. 委託料 6,511 職員健康診断委託 137 職員健康管理業務委託 330 ネットワーク等管理委託 750 EAP（従業員支援	

									プログラム) 等業務委託	1,518
									職員研修委託	114
									人事給与管理システム保守委託	484
									公文書管理支援委託	711
									顧問弁護士委託	660
									情報セキュリティ支援委託	121
									例規データ更新委託	1,386
									地方公会計支援委託	300
							13. 使用料及び 賃借料	11,046	複写機使用料	240
									通行料・駐車料	20
									例規執務システム使用料	581
									ホームページ使用料	603
									グループウェア使用料	888
									データセンター使用料	528
									財務会計システム使用料	1,677
									パソコン賃借料	424
									自動車賃借料	706
									人事給与管理システム賃借料	1,149
									サーバー・ネットワーク機器賃借料	4,230
							18. 負担金補助 及び交付金	16,734	研修・講習会負担金	134
									派遣職員負担金	16,554
									労働基準協会負担金	40

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									防火保安協会負担金	6
計	152,464	119,009	33,455				152,464			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 監査委員費

1. 監査委員費	429	511	△82				429	1. 報酬	150	識見・議会選出監査委員	
								8. 旅費	212	費用弁償	147
										旅費	65
								10. 需用費	9	消耗品費	
								13. 使用料及び 賃借料	9	通行料・駐車料	
								18. 負担金補助 及び交付金	49	三地区事務研修会出席者負担金	3
										都市監査委員会会費	46
計	429	511	△82				429				

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

1. 清掃総務費	337,813	338,601	△788			69,888	267,925	2. 給料	81,001	職員19人	
								3. 職員手当等	49,723	扶養手当	1,998
										地域手当	3,320
										住居手当	252
										通勤手当	1,559
										特殊勤務手当	1,894
										時間外勤務手当	693

									休日勤務手当	817
									管理職手当	3,714
									期末手当	17,687
									勤勉手当	16,929
									児童手当	860
							4. 共済費	38,404	県共済組合負担金	25,817
									県互助会負担金	258
									県退職手当組合負担金	10,978
									公務災害補償基金掛金	582
									社会保険料	769
							7. 報償費	186	環境委員謝礼	
							8. 旅費	50	旅費	
							10. 需用費	1,453	消耗品費	724
									食糧費	3
									修繕料	726
							11. 役務費	1,420	通信運搬費	498
									ごみ処分手数料	153
									車検代行料	94
									法定点検手数料	9
									保険料	666
							12. 委託料	160,952	職員健康診断委託	266
									庁舎清掃業務委託	833
									警備業務委託	1,064
									消防設備点検業務委託	626
									電気設備保守点検業務委託	1,890



2. し尿処理費	126,246	125,131	1,115			9,744	116,502	10. 需用費	70,830	消耗品費	2,084
										燃料費	345
										修繕料	18,713
										光熱水費	28,876
										薬剤費	20,812
				11. 役務費	83	機器検査手数料等					
				12. 委託料	40,448	し尿処理施設運転管理業務委託	27,192				
						活性炭再生及び入替業務委託	10,738				
						重油タンク点検業務委託	100				
						メタノールタンク点検業務委託	89				
						施設内ポンプ点検業務委託	116				
						空気呼吸用ボンベ点検業務委託	65				
						貯留槽清掃業務委託	1,100				
						上水タンク清掃及び					
						水質検査業務委託	55				
						沈殿槽清掃業務委託	592				
						投入券管理システム変更業務委託	401				
						13. 使用料及び 賃借料	1,507	監視パソコン賃借料			
						14. 工事請負費	13,042	前処理設備点検整備工事	7,064		

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									汚泥処理設備点検整備工事 5,978	
								17. 備品購入費 336	施設用備品	
3. ごみ処理費	681,815	681,948	△133			408,055	273,760	10. 需用費 322,108	消耗品費 82,143 燃料費 6,488 印刷製本費 ごみ処分手数料納付書等 58 広報・チラシ 40 市指定ごみ袋 36,944 修繕料 19,064 光熱水費 108,468 薬剤費 68,903	
								11. 役務費 79,397	焼却灰処分手数料 45,406 機器検査手数料等 60 酸素ポンベ・空気ポンベ 充填手数料 224 クレーン法定点検手数料 17 市指定ごみ袋販売手数料 33,690	
								12. 委託料 117,538	草刈業務委託 3,300 消防設備点検業務委託 778 焼却灰運搬委託 24,061 ごみ処理施設粗大ごみ処理設備 及び焼却灰処理設備管理業務委託 20,295	

										ごみ処理施設運転管理業務委託	55,000
										塩化水素計保守点検整備業務委託	4,562
										4成分分析計保守点検整備業務委託	3,669
										2系酸素濃度計点検整備業務委託	971
										釣銭機保守点検業務委託	198
										トラックスケール点検業務委託	1,252
										ホイストクレーン年次点検業務委託	98
										水槽清掃業務委託	209
										上水タンク清掃業務委託	52
										地下タンク・埋設配管気密検査業務委託	100
										冷却塔水質検査業務委託	111
										クレーン点検業務委託	1,320
										電気室等エアコン清掃業務委託	278
										2系ガス冷却塔配管洗浄業務委託	1,274
										業務用ガス給湯器点検業務委託	10

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
							13. 使用料及び賃借料	8,673	ろ過式集じん器ろ布賃借料 8,542 無線機賃借料 131	
							14. 工事請負費	149,217	焼却施設定期点検整備工事	
							17. 備品購入費	201	施設用備品	
							18. 負担金補助及び交付金	4,681	大阪湾圏域広域処理場整備事業負担金	
4. ごみ処理施設整備事業費	9,962	9,946	16			9,962	1. 報酬	48	甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会委員報酬	
							8. 旅費	14	甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会委員費用弁償	
							12. 委託料	9,900	施設基本構想策定業務委託	
計	1,155,836	1,155,626	210			487,687	668,149			

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,983,553	1,870,223	113,330	9,600		20,900	1,953,053	2. 給料	815,944	職員210人
								3. 職員手当等	644,107	扶養手当 37,164 地域手当 34,100 住居手当 11,832 通勤手当 19,919 特殊勤務手当 8,108 時間外勤務手当 48,022 管理職員特別勤務手当 487 夜間勤務手当 7,782

									休日勤務手当	63,421
									管理職手当	30,594
									期末手当	183,549
									勤勉手当	167,219
									児童手当	31,910
							4. 共済費	410,722	県共済組合負担金	290,064
									県互助会負担金	2,867
									県退職手当組合負担金	113,976
									公務災害補償基金掛金	3,366
									社会保険料	449
							7. 報償費	10	表彰等	
							8. 旅費	3,931	旅費	
							10. 需用費	41,455	消耗品費	3,755
									食糧費	289
									燃料費	6,700
									印刷製本費	485
									修繕料	2,895
									貸与品費	3,367
									光熱水費	23,964
							11. 役務費	15,274	通信運搬費	13,971
									ごみ処分手数料	88
									申請手数料等	230
									法定点検手数料	47
									広報用音源録音技術料	3
									保険料	700

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								クリーニング料	235	
							12. 委託料	14,129	職員健康診断委託	4,247
									庁舎清掃業務委託	403
									庁舎総合管理業務委託	4,948
									可燃性ごみ収集運搬委託	2,722
									事務機器等保守委託	486
									消防職員昇任試験業務委託	361
									消防音楽隊関係委託	300
									救急救命士関係委託	343
									職員採用試験業務委託	220
									多言語通訳サービス業務委託	99
							13. 使用料及び 賃借料	27,834	複写機使用料	1,254
									寝具使用料	4,937
									通行料	150
									施設等借上料	10
									テレビ受信料	386
									ヘリポート土地使用料	33
									オンライン会議ライセンス使用料	76
									フェリー使用料	438
									パソコン賃借料	4,152
									印刷機賃借料	272

									防火衣賃借料	15,347	
									AED賃借料	724	
									ガス警報器賃借料	3	
									スマートフォンレンタル使用料等	52	
							17. 備品購入費	623	事務用備品	421	
									庁舎用備品	66	
									予防用備品	136	
							18. 負担金補助 及び交付金	8,404	研修・講習会負担金	1,252	
									消防長会負担金	547	
									消防協会負担金	112	
									滋賀県消防学校負担金	1,969	
									消防大学校負担金	629	
									救急救命士研修所負担金	2,342	
									近畿救急隊員部会負担金等	13	
									甲賀地域救急業務高度化 運営協議会補助金	240	
									甲賀広域幼少年女性防火 委員会補助金	200	
									大型運転免許等取得補助金	1,100	
							26. 公課費	1,120	自動車重量税		
2. 消防施設費	507,056	222,707	284,349		314,500		192,556	10. 需用費	32,130	消耗品費	11,683
										燃料費	10,008
										修繕料	10,439
								11. 役務費	8,445	車検代行料・登録廃車手数料	

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									269	
									申請手数料等	16
									機器検査手数料等	5,246
									酸素ボンベ・空気ボンベ検査、 充填手数料	1,211
									消防機器等廃棄処分手数料	122
									保険料	1,581
							12. 委託料	31,355	高機能消防指令システム及び 消防救急デジタル無線施設 保守管理業務委託	27,019
									Jアラート受信機保守委託	154
									本部庁舎棟空調設備改修工事 監理業務委託	1,330
									高機能消防指令システムLTE対応型 AVM用GPS更新委託	330
									Jアラート受信機更新業務委託	2,522
							13. 使用料及び 賃借料	738	大納言山基地局土地使用料	117
									自動車賃借料	621
							14. 工事請負費	354,800	蛍光灯LED化工事（信楽）	6,104
									指令系設備中間更新工事	256,570
									本部庁舎棟空調設備改修工事	91,900

										指令装置スピーカー増設工事 226
								15. 原材料費	523	消火薬剤
								17. 備品購入費	79,065	水槽付消防ポンプ自動車 73,370 警防用備品 3,689 救急用備品 1,243 救助用備品 763
3. 消防庁舎建設費	0	24,750	△24,750							
計	2,490,609	2,117,680	372,929	9,600	314,500	20,900	2,145,609			

(款) 5. 公債費

(項) 1. 公債費

1. 元金	418,434	317,236	101,198				418,434	22. 償還金利息及び割引料	418,434	衛生 326,953 消防 91,481
2. 利息	12,805	13,537	△732				12,805	22. 償還金利息及び割引料	12,805	衛生 10,109 消防 2,496 一時借入金 200
計	431,239	330,773	100,466				431,239			

(款) 6. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	3,000	3,000	0				3,000			予備費 3,000
計	3,000	3,000	0				3,000			



2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
本年度	人 240 (2)	千円 0	千円 946,572	千円 694,199	千円 1,640,771	千円 474,855	千円 2,115,626	
前年度	235 (1)	0	892,089	635,506	1,527,595	445,922	1,973,517	
比 較	5 (1)		54,483	58,693	113,176	28,933	142,109	

注 職員数 ( ) 内は、短時間勤務職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本 年 度		212,390	195,297	41,466	39,498	22,378	38,199	12,684	49,720	487	9,844	64,170	7,782
前 年 度		197,181	179,044	40,860	27,990	20,829	34,264	9,675	50,774	487	9,568	51,396	13,438
比 較		15,209	16,253	606	11,508	1,549	3,935	3,009	△ 1,054	0	276	12,774	△ 5,656

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
本 年 度	人 1 ( 0 )	千円 0	千円 2,404	千円 1,437	千円 3,841	千円 930	千円 4,771	
前 年 度	2 ( 0 )	0	4,512	2,547	7,059	2,381	9,440	
比 較	△ 1		△ 2,108	△ 1,110	△ 3,218	△ 1,451	△ 4,669	

注 職員数 ( ) 内は、短時間勤務職員数を外書き

区 分	期末手当	勤勉手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	管 理 職 手 当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	特殊勤務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
本 年 度	千円 526	千円 443	千円 0	千円 96	千円 88	千円 0	千円 0	千円 58	千円 0	千円 158	千円 68	千円 0
前 年 度	968	813	0	135	101	0	0	120	0	264	146	0
比 較	△ 442	△ 370	0	△ 39	△ 13	0	0	△ 62	0	△ 106	△ 78	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 54,483	給与改定に伴う増減分	千円 29,480		
		昇給に伴う増加分	6,112		
		その他の増減分	18,891	職員の異動等によるもの	
職員手当	58,693	制度改正に伴う増減分	18,153	期末手当 8,753千円 勤勉手当 8,220千円 地域手当 1,180千円	
		その他の増減分	40,540	職員の異動等によるもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分	行政職	
令和8年2月1日現在	平均給料月額 (円)	330,117
	平均給与月額 (円)	426,625
	平均年齢 (歳)	40.0
令和7年2月1日現在	平均給料月額 (円)	318,056
	平均給与月額 (円)	445,721
	平均年齢 (歳)	39.6

イ 初任給

区 分	行政職 (円)	国 の 制 度
		行政職 (円)
高 校 卒	200,300	200,300
大 学 卒	225,600	232,000

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年2月1日現在	1 級	63	27
	2 級	24	10
	3 級	21 (1)	9
	4 級	63 (1)	27
	5 級	29	12
	6 級	28	12
	7 級	7	3
	計	235 (2)	100
令和7年2月1日現在	1 級	60 (1)	26
	2 級	28	12
	3 級	19 (1)	9
	4 級	62	27
	5 級	27	12
	6 級	26	11
	7 級	7	3
	計	229 (2)	100

注 職員数( )内は、短時間勤務職員数を外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 技 師	主 任	主 査	係 長 主 幹 専 門 員	課長補佐 所長補佐 室長補佐	室 長 参 事 課 長 所 長	次 長  事務局長
消 防 職	主 事 消 防 士 消防副士長	主 任	主 査	係 長  専 門 員	課長補佐  署長補佐	室 長 参 事 副 署 長 分 署 長 課 長 担 当 課 長 署 長	次 長  消 防 長

エ 昇給

区 分		合 計		代表的な職種	
				行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	240 (2)		240 (2)	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	215		215	
	号 級 数 別 内 訳	2号給 (人)	0		0
		3号給 (人)	6		6
		4号給 (人)	209		209
	比 率 (B) / (A) (%)		89.6		89.6
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	235 (1)		235 (1)	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	215		215	
	号 級 数 別 内 訳	2号給 (人)	0		0
		3号給 (人)	9		9
		4号給 (人)	206		206
	比 率 (B) / (A) (%)		91.5		91.5

注 職員数 ( ) 内は、短時間勤務職員数を外書き

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2.325 ( 1.225 )	2.325 ( 1.225 )	4.650 ( 2.450 )	有	
前 年 度	2.300 ( 1.200 )	2.300 ( 1.200 )	4.600 ( 2.400 )	有	
国の制度	2.325 ( 1.225 )	2.325 ( 1.225 )	4.650 ( 2.450 )	有	

注 支給率( ) 内は、再任用職員に対する率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職者特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	管 内	東 京 都 特 別 区
支 給 率 (%)	4.0	17
支給対象職員数 (人)	241 (2)	0
国の指定基準に基づく 支 給 率 (%)	3 ~ 6	20

注 職員数 ( ) 内は、短時間勤務職員数を外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	
給料総額に対する比率 (%)	0.6	0.6	0.6
支給対象職員の比率 (%) (令和8年2月1日現在)	94.0	94.0	94.0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当 感染症り患者等搬送業務手当、物件処理作業従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額又は見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
ごみ処理施設運転管理業務委託	550,000	令和5年度から 令和7年度まで	110,000	令和8年度	55,000	0	0	0	55,000
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	76,560	令和5年度から 令和7年度まで	40,590	令和8年度	20,295	0	0	0	20,295
し尿処理施設運転管理業務委託	93,060	令和5年度から 令和7年度まで	54,384	令和8年度	27,192	0	0	0	27,192
施設整備基本構想及び委員会運営支援業務委託	34,431	令和6年度から 令和7年度まで	16,500	令和8年度	9,900	0	0	0	9,900
水槽付消防ポンプ自動車（I－B型）の購入	79,200	令和7年度	0	令和8年度	73,370	0	53,900	0	19,470
令和8年度触媒ろ布の製造	42,486	令和7年度	0	令和8年度	41,237	0	0	0	41,237
市指定ごみ袋取扱い業務	91,713	令和7年度	0	令和8年度	91,713	0	0	91,713	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	34,430	令和7年度	0	令和8年度	34,430	0	0	0	34,430
ごみ処理施設用薬剤の購入	87,051	令和7年度	0	令和8年度	87,051	0	0	0	87,051
し尿処理施設用薬剤の購入	20,769	令和7年度	0	令和8年度	20,769	0	0	0	20,769
令和8年度焼却施設定期点検整備工事	149,217	令和7年度	0	令和8年度	149,217	0	0	0	149,217
消防本部庁舎棟空調設備改修事業	329,550			令和9年度	329,550	0	234,800	0	94,750
ごみ処理施設運転管理業務委託	528,000			令和8年度から 令和11年度まで	528,000	0	0	0	528,000
し尿処理施設運転管理業務委託	111,870			令和8年度から 令和11年度まで	111,870	0	0	0	111,870
令和9年度分触媒ろ布の製造	45,361			令和8年度から 令和9年度まで	45,361	0	0	0	45,361
市指定ごみ袋取扱い業務	83,168			令和8年度から 令和9年度まで	83,168	0	0	83,168	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	32,017			令和8年度から 令和9年度まで	32,017	0	0	0	32,017
ごみ処理施設用薬剤の購入	76,669			令和8年度から 令和9年度まで	76,669	0	0	0	76,669
し尿処理施設用薬剤の購入	22,893			令和8年度から 令和9年度まで	22,893	0	0	0	22,893

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	2,968,733	2,659,498	314,500	418,434	2,555,564
(1) 衛生	2,543,888	2,319,509	0	326,953	1,992,556
(2) 消防	424,845	339,989	314,500	91,481	563,008
合 計	2,968,733	2,659,498	314,500	418,434	2,555,564

議案第 6 号

甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定することについて、会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年3月27日 提出

提出者	甲賀広域行政組合議会議員	松原 栄樹
賛成者	同	山岡 光広

令和8年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 恒典

提案理由

議員活動と家庭生活を両立しやすい環境を整備するため、出産、育児、介護等を会議の欠席事由として明文化するもの。あわせて、議場への携帯品に関する規定を、現代的で分かりやすい表現に改めるもの。

## 甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則

甲賀広域行政組合議会会議規則（平成16年甲賀広域行政組合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、事故」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第85条中「、外とう、えり巻き、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「病気その他の理由により」を削る。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。